

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局
補償課長

労災診療費算定基準の一部改定に伴う運用上の留意事項について

労災診療費算定基準の一部改定については、平成 28 年 3 月 31 日付け基発 0331 第 10 号（以下「局長通達」という。）により通知されたところであるが、この運用に当たっては、下記の事項に留意の上、対応に遺漏なきを期されたい。

記

1 救急医療管理加算

一次救急を担当する医療機関の救急医療体制の充実を図るため、救急医療管理加算（入院外）について料金の引上げを行ったものであること。

2 リハビリテーション

- (1) 今般の診療報酬の算定方法（平成 20 年 3 月 5 日厚生労働省告示第 59 号）の改正（以下「診療報酬の改正」という。）により疾患別リハビリテーション料が改定されたことに伴い、心大血管疾患リハビリテーション料（Ⅱ）、運動器リハビリテーション料（Ⅰ）の点数を見直し、診療報酬の改正と同点数を引き上げたものであること。
- (2) 診療報酬の改正により、脳血管疾患等リハビリテーション料から独立して廃用症候群リハビリテーション料が新たに設けられたが、労災保険においては現行どおり、廃用症候群リハビリテーション料を算定するリハビリテーションを実施した場合は脳血管疾患等リハビリテーション料の点数と同点の評価を行い、算定するものであること。
- (3) 診療報酬の改正により、理学療法士、作業療法士等（以下「医療従事者」という。）が入院中の患者に対して医療機関外において疾患別リハビリテーション料（Ⅰ）を算定するリハビリテーション（訓練）を行った場合に所定点数を算定できるとされたことに伴い、労災保険においては、医療機関外において行ったリハビリテーション（訓練）について疾患別リハビリテーション料（Ⅰ）を算定できる場合に ADL 加算を算定できるとしたこと。

3 職業復帰訪問指導料

(1) 算定の対象となる傷病労働者について、入院を伴わない長期療養者に対する職業復帰支援の充実を図るため、入院治療を伴わず通院療養を3か月以上継続している者であって就労が可能と医師が認める者を加えるとともに、所定点数を見直し引き上げを行ったものであること。

(2) 医療機関と事業主の連携による傷病労働者の早期職業復帰を促進するため、職業復帰訪問指導料を算定できる訪問指導（以下「訪問指導」という。）を実施した日又は訪問指導に基づき後日に傷病労働者のうち入院患者が職業復帰を予定している事業場において訓練（当該事業場を目的地とする移動手段の獲得訓練を含む。）を行った場合であって、下記①の算定要件をいずれも満たした場合には、職業復帰訪問指導料の算定1回につき2回を限度に職業復帰訪問訓練加算として1日につき400点を加算して算定できるものとしたこと。

また、当該訓練の実施にあたっては、下記②の事項に留意する必要があることを医療機関に周知すること。

① 算定要件

ア 入院期間が1月を超えると見込まれる傷病労働者に対する訓練であること。

イ 傷病労働者が復職予定の事業場で行われた作業訓練（以下「作業訓練」という。）及び当該事業場を目的地とする経路において行われた通勤のための移動手段の獲得訓練（以下「通勤訓練」という。）であること。

ウ 作業訓練の内容は、特殊な器具、設備を用いた作業（旋盤作業等）を行う職種への復職の準備のため、当該器具、設備を用いた訓練であって入院医療機関内で実施できないものを行うものであること。

エ 作業訓練の実施時間は20分以上（ただし、原則60分を上限とする。）であること。

オ 通勤訓練は、移動の手段の獲得を目的として、バス、電車等への乗降等、傷病労働者が実際に利用する利用手段を用いた訓練を行うものであること。

カ 訪問指導と同一日又は訪問指導の日から1月以内に作業訓練又は通勤訓練を行ったものであること。なお、同一日に、訪問指導又は作業訓練を行うことなく通勤訓練のみを行う時にあつては、当該事業場へ到着の際に事業主へ訓練の状況について報告を行うこと。

キ 職業復帰予定の事業場への往復を含め、訓練の実施中は医療機関の医療従事者が傷病労働者に常時付添い、必要に応じて速やかに入院医療機関に連絡、搬送できる体制を確保する等、安全性に十分配慮すること。

ク 診療録に訪問指導を行った日、訓練を行った日、訓練実施時間及び訓練内容の要点を記載すること。また、職業復帰訪問訓練加算を算定

する場合は、診療費請求内訳書の摘要欄に訪問指導を行った日及び訓練を行った日を記載すること。

ケ 疾患別リハビリテーション料を実施し算定する日にあつては、職業復帰訪問訓練加算を併算定できないこと。

② 実施上の留意事項

作業訓練及び通勤訓練を実施するにあつては、明確に訓練と位置付け、職業復帰予定の事業場との間で使用従属関係下の労働とならないようにする必要があること。

4 術中透視装置使用加算

傷病労働者の早期職場復帰の観点から、対象部位に舟状骨以外の手根骨を追加し、新たに当該加算を算定できるようにしたものであること。

5 病衣貸与料

算定基準に定められている病衣貸与料と医療機関で定める病衣貸与に係る料金との差額について、医療機関の負担を軽減するため、点数の引き上げを行ったものであること。

6 労災電子化加算

措置期間を平成30年3月診療分まで延長するものであること。